

## 議 事 日 程 (第2号)

令和6年3月7日(木曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第18号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第20号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第21号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第22号 令和6年度東白川村一般会計予算
- 日程第8 議案第23号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第9 議案第24号 令和6年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第25号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第26号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第27号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第13 議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

---

### 出席議員 (7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今井俊郎	副 村 長	桂川憲生
教 育 長	神戸誠	総 務 課 長	河田孝
村 民 課 長	安江透雄	産 業 振 興 課 長	伊藤秀人
地 域 振 興 課 長	今井信和	建 設 環 境 課 長	有田尚樹
教 育 課 長	村雲脩	保 健 福 祉 課 長	安江修治
保 健 福 祉 課 長	桂川のぞみ	診 療 所 事 務 局 長	安江輝彦
会 計 管 理 者	今井英樹		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 居 石 浩 之

---

◎開議の宣告

○議長（今井美道君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番 今井美和君、6番 桂川一喜君を指名します。

---

◎議案第17号から議案第28号までについて（提案説明）

○議長（今井美道君）

日程第2、議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの12件を、昨日3月6日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第17号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページの改め文を御覧ください。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改め文の中身を省略させていただきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

132ページを御覧ください。

この条例改正の趣旨でございますけれども、令和5年6月、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係の運用について、フルタイム及びパートタイムの会計年度任用職員につき令和6年度から勤勉手当を支給すべきものとされました。これを受け、今回の条例改正を行うものでございます。

最初に、第3条の給与の説明ですが、現行ではフルタイム会計年度任用職員にあっては以下、夜間勤務手当及び期末手当をいいとあるのを、及びの部分を読点として、期末手当の後に及び勤勉手当を加え、パートタイム会計年度任用職員にあっては、及びを句読点とし、期末手当の後に勤勉手

当を加えます。

次に第14条、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の次に、第14条の2としてフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条文を枝番号で追加し、準用規定とします。

給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2. 前条第2項及び第3項の規定については、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

次に、第23条、パートタイムの期末手当の次に、第23条の2として、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条文を枝番号で追加し、準用規定とします。パートタイム会計年度任用職員の場合は、給料ではなく報酬であるため、必要な読替えを行います。

給与条例第23条の7の第2項第1号の読替えについては、会計年度パートタイム任用職員には扶養手当が支給されませんので、単に勤勉手当の基礎額と読み替え、第3項にあつては、給料を報酬に読み替えるものとなります。

本文にお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

#### ○村民課長（安江透雄君）

議案第18号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。東白川村国民健康保険税条例（平成21年東白川村条例第32号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の134ページを御覧ください。

条例改正は、運営協議会において税率の改定が行われましたので、この条例について改正するものです。

改正後（案）第2条第3項では、後期高齢者支援金等課税額の上限額が法改正により「22万円」から「24万円」に引き上げられましたので、下線部のとおり改正するものです。

第3条では、医療給付費の所得割額を次のページの下線部6.8%に引き下げます。

第5条では、医療給付費分の被保険者均等割額を下線部の3万円に引き下げます。

第5条の2では、医療給付費分の世帯別平等割額を136ページ下段にあります2万5,000円に引き下げます。

2号、3号においては、それぞれ下線のとおり引き下げられるものです。

第6条では、後期高齢者支援金分の所得割額を下線部2.5%に引き上げます。

第7条では、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額を下線部の1万1,000円に引き上げます。

第7条の2では、後期高齢者支援金分の世帯別平等割額を第1号、下線部の9,500円に引き上げます。第2号、第3号は、それぞれ準用して引き上げるものです。

138ページ、第8条、こちらは介護納付金分の所得割額を下線部の1.85%に引き上げるものです。

第9条では、介護納付金の被保険者均等割額を下線部の1万3,000円に引き上げます。第9条の2では、介護納付金分の世帯別平等割額を下線部の7,000円に引き上げます。

23条の国民健康保険料の減額分、23条以降は、それぞれ7割減額者、5割の減額対象者、3割の減額対象者の部分です。減額対象者分を下線部のとおりそれぞれ変更するものです。

説明は省略させていただき、本文へ戻ります。

本文2ページをお願いします。

附則（施行期日）1. この条例は公布の日から施行する。

（適用区分）2. この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。東白川村介護保険条例（平成12年東白川村条例第31号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表の149ページを御覧ください。

改正後（案）のところをお願いします。

第2条の2では、下線部、「。以下「法」という」を追加するものです。

第3条では、第2条の2で追加しましたので、その部分を削除するものです。続きの法第45条第4項は、条ずれです。

第4条からの保険料率をお願いします。

第4条、令和6年度から令和8年度までということで、第9期の年度に変更するものです。当初の条例で、この部分が保険料の段階の第1段階から第6段階までに適用されます。

次のページをお願いします。

1から13までの各号が保険料段階の1段階、2段階に対応しております。1号、2号、3号は1段階、2段階、3段階で、低所得者の軽減率の変更によるものです。4から9の段階に変更はありません。

法改正により9段階賦課から13段階賦課になっておりますので、10号から13号が追加されております。

2項、3項、4項につきましては、第7段階から第9段階までの年度を変更するものです。2項のところは第7段階で一番最後のところに120万円という限度額が載っておりまして、3項のところは210万円、4項のところは320万円となっております。こちらまでが第9段階だったわけですが、

5項、6項、7項、8項と10段階から13段階までが追加されておりまして、所得上限が420万円、520万円、620万円、次のページに行きまして720万円と追加されております。

9項、10項、11項に関しましては、低額所得者の減額保険料率で、6年から8年までは9項、10項、11項の下線部、第1段階が1万6,000円、第2段階が2万7,300円、第3段階は3万8,600円が適用されます。

次のページの第6条は、保険料率変更に伴う語句の訂正と追加です。

以上、本文に戻ります。

本文2ページをお願いします。

附則（施行期日）1. この条例は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）2. 改正後の東白川村介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。以上です。

#### ○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

#### ○地域振興課長（今井信和君）

議案第20号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について。東白川村定住促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページの別紙を御覧ください。

東白川村定住促進条例の一部を改正する条例。

東白川村定住促進条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、別添の新旧対照表の155ページを御覧ください。

第2条第1項の第1号中、現行の中古住宅を購入し、の後に、または5年以上空き家となっていた住宅に住むために出身者が帰村し、を加え、改めるものです。

また、第4条第1項第1号中、イの次に、5年以上空き家となっていた住宅の取得への助成事業を加えるものです。

この改正によって、定住促進奨励金を交付する助成事業として、定住の定義は現行の住宅の新築と中古住宅の購入の場合に、今回、5年以上空き家であった住宅に出身者が村に帰ってきた場合も新たに対象となるよう変更するものです。

なお、条件としまして、村への住民票の異動があり居住の実態があること、また建物の名義・相続・贈与等の手続が完了しているという条件が必要となります。

本文へお戻りください。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。以上でございます。

#### ○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

#### ○総務課長（河田 孝君）

議案第21号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消

防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和6年3月6日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

内容のほうは割愛させていただきまして、別紙の新旧対照表、157ページでございますが、そちらで説明をさせていただきます。

この条例改正の趣旨でございますけれども、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額が改正されるため、これに併せて所要の改正を行うものでございます。

最初に、第5条第2項第2号にございます「8,900円」とあるのは、「9,100円」に改めます。

次に、別表（第5条関係）、補償基礎額表の中で、ページは160ページになりますけれども中身が、改正となりますが、上段が改正（案）、下段は現行でございます。

例えば、団長及び副団長は勤務年数が10年未満なら「12,440円」から「12,500円」に、10年以上20年未満なら「13,320円」から「13,350円」に、20年以上は据置きといったようなふうに変更するものでございます。

本文にお戻りください。

附則（施行期日）、この条例は令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）2. この条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。以上でございます。

#### ○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

#### ○副村長（桂川憲生君）

それでは、別冊の令和6年度東白川村予算書1ページをお願いします。

見出しと一部の括弧書きを省略し説明をさせていただきます。

議案第22号 令和6年度東白川村一般会計予算。令和6年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億3,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税2億761万円、2款地方譲与税7,160万円、3款利子割交付金5万円、4款配当割交付金70万円、5款株式等譲渡所得割交付金40万円、6款地方消費税交付金4,300万円、7款環境性能割交付金250万円、8款地方特例交付金30万円、9款法人事業税交付金100万円、10款地方交付税14億3,500万円、11款分担金及び負担金724万円、12款使用料及び手数料6,385万円、13款国庫支出金1億7,524万円、14款県支出金2億8,236万円。

4ページをお願いします。

15款財産収入1,286万円、16款寄附金45万円、17款繰入金3億308万円、18款繰越金1億5,793万円、19款諸収入5,513万円、20款村債2億1,470万円、歳入合計30億3,500万円。

歳出、1款議会費3,630万円、2款総務費4億6,403万円、3款民生費4億7,648万円、4款衛生費4億494万円、6款農林水産業費5億3,207万円、7款商工費1億5,211万円、8款土木費2億7,073万円。

6ページをお願いします。

9款消防費1億199万円、10款教育費2億848万円、12款公債費3億8,587万円、14款予備費200万円、歳出合計30億3,500万円。

第2表 地方債。

起債の目的、公共事業等。限度額、4,210万円。起債の方法、普通貸借。利率、4%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業、限度額1億720万円。以下、同じになりますので省略をさせていただきます。

過疎対策事業（ソフト）3,740万円。

臨時財政対策事業1,000万円。

防災対策事業1,020万円。

緊急自然災害防止対策事業債780万円。

8ページをお願いします。



議案第23号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億510万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

9ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税6,040万2,000円、3款県支出金2億1,866万7,000円、5款繰入金2,539万1,000円、6款繰越金53万7,000円、7款諸収入10万2,000円、8款公債費1,000円、歳入合計3億510万円。

歳出、1款総務費1,142万3,000円、2款保険給付費1億9,883万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金7,655万3,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費274万2,000円、6款基金積立金1,000円。

11ページをお願いします。

7款諸支出金1,510万1,000円、8款予備費44万円、歳出合計3億510万円。

12ページをお願いします。

議案第24号 令和6年度東白川村介護保険特別会計予算。令和6年度東白川村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,800万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

13ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料4,808万2,000円、3款国庫支出金8,271万6,000円、4款支払基金交付金7,668万5,000円、5款県支出金4,112万1,000円、6款繰入金4,691万4,000円、7款繰越金184万6,000円、8款諸収入63万6,000円、歳入合計2億9,800万円。

歳出、1款総務費918万6,000円、2款保険給付費2億7,000万円、5款地域支援事業費1,865万4,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円。

15ページをお願いします。

8款予備費10万円、歳出合計2億9,800万円。

16ページをお願いします。

議案第25号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和6年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,900万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

17ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億6,654万5,000円、2款使用料及び手数料88万8,000円、3款県支出金18万円、5款繰入金8,300万円、6款繰越金1,652万9,000円、7款諸収入185万8,000円、歳入合計2億6,900万円。

歳出、1款総務費4,082万4,000円、2款医業費2億2,728万9,000円、4款公債費78万7,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億6,900万円。

19ページをお願いします。

議案第26号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,340万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。

20ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款後期高齢者医療保険料3,221万3,000円、3款後期高齢者医療広域連合支出金859万8,000円、4款繰入金2,175万7,000円、6款繰越金83万2,000円、歳入合計6,340万円。

歳出、1款総務費126万6,000円、2款後期高齢者医療広域連合納付金5,313万4,000円、3款保健事業費870万円、4款諸支出金20万円、5款予備費10万円、歳出合計6,340万円。

続きまして、別冊の令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算書、1ページをお願いします。

議案第27号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算。

第1条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数957戸、2. 年間総給水量29万2,701立方メートル、3. 1日平均給水量802立方メートル、4. 主要な建設改良事業、ア、施設更新・改良事業1億2,303万9,000円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款簡易水道事業収益2億1,180万円、第1項営業収益4,824万7,000円、第2項営業外収益1億6,355万3,000円。

支出、第2款簡易水道事業費用2億1,180万円、第1項営業費用2億283万9,000円、第2項営業外費用876万1,000円、第4項予備費20万円。

2ページをお願いします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,542万9,000円は過年度分損益勘定留保資金1,304万4,000円及び当年度分損益勘定留保資金6,238万5,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入1億8,184万8,000円、第1項企業債3,640万円、第4項補助金1億1,215万3,000円、第5項補償金3,329万5,000円。

支出、第4款資本的支出2億5,727万7,000円、第1項建設改良費1億2,303万9,000円、第2項企業債償還金1億3,382万円、第3項基金積立金41万8,000円。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、3,640万円。起債の方法、普通貸借。利率、4%以内。償還の方法、財政融資資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。ただし、企業その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費923万4,000円。

第7条 簡易水道事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億9,930万3,000円である。

第8条 棚卸資産の購入限度額は153万9,000円と定める。令和6年3月6日提出、東白川村長。以降の予算に関する説明書の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、もう一つの別冊、令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算書、1ページをお願いします。

議案第28号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算。

第1条 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間処理水量2万581立方メートル。2. 1日平均処理水量56立方メートル。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款小規模集合排水処理事業収益2,560万円、第1項営業収益701万3,000円、第2項営業外収益1,858万7,000円。

支出、第2款小規模集合排水処理事業費用2,560万円、第1項営業費用2,445万3,000円、第2項営業外費用104万7,000円、第4項予備費10万円。

2ページをお願いします。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金26万7,000円及び当年度分損益勘定留保資金406万1,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入402万8,000円、第5項補助金402万8,000円。

支出、第4款資本的支出835万6,000円、第2項企業債償還金835万6,000円。

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合には、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費893万3,000円。

第6条 小規模集合排水処理事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,981万1,000円である。令和6年3月6日提出、東白川村長。

以降の予算に関する説明書の朗読は省略をさせていただきます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

#### ○議長（今井美道君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。3月8日から11日の4日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月8日から11日の4日間休会とすることに決定しました。

11日の全員協議会は午前9時30分から行います。

12日火曜日は午前9時30分より本会議を開会后、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、終わり次第本会議となりますので、御予定のほうよろしくお願いたします。

本日はこれで延会します。

午前10時08分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

